

主 文

労働基準監督署長が平成○年○月○日付けで再審査請求人に対してした労働災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分は、これを取り消す。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、主文同旨の裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人の亡子（以下「被災者」という。）は、平成○年○月○日、A所在のB（以下「会社」という。）に採用され、平成○年○月○日から会社○センターに配属となり、Cで記者として勤務していたところ、平成○年○月○日、自宅において死亡しているところを婚約者に発見された。死体検案書によれば、「死亡したとき：平成○年○月○日頃、直接死因：うっ血性心不全（推定）」であった。

請求人は、被災者の死亡は業務上の事由によるものであるとして、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）に遺族補償給付及び葬祭料を請求したところ、監督署長は、被災者の死亡は業務上の事由によるものと認め、給付基礎日額を○円として、遺族補償給付及び葬祭料を支給する旨の処分（以下「本件処分」という。）をした。

請求人は、この処分に関する給付基礎日額を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成○年○月○日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

（略）

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、遺族補償給付及び葬祭料の支給に関する処分における給付基礎日額が監督署長において算出した〇円を超えるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会の事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 労働者災害補償保険法第8条に規定する給付基礎日額は、原則として労基法第12条の平均賃金に相当する額とすることとされているものの、当該平均賃金に相当する額を給付基礎日額とすることが適当でない場合には、政府が算定する額をもって給付基礎日額とすることとされている。

(2) 監督署長は、被災者の死亡の業務上外を判断するに当たり、被災者の労働時間を調査し、特に発症前3か月間の時間外労働時間については、「勤務記録概要表示」から、1か月前159時間37分、2か月前146時間57分、3か月前84時間01分と認定している。ところが、本件処分に係る給付基礎日額の算定に際しては、みなし労働時間制を採用するとの就業規則の規定があることから、会社による既払の賃金額をもって給付基礎日額を算定している。

(3) みなし労働時間制を定める労基法第38条の2第1項は、事業場外で労働する者について、「労働時間を算定し難いときは、所定労働時間労働したものとみなす。」と規定するものの、「ただし、当該業務を遂行するためには通常所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合においては、(中略)当該業務の遂行に通常必要とされる時間労働したものとみなす。」としている。会社の就業規則には、事業場外労働についてみなし労働時間制を採用するとの規定があり、被災者についてもその適用下にあるとされているところ、請求人らは、被災者については常時業務指示を受けられる状態にあった等、労働時間管理が可能であり、みなし労働時間制の適用下にあるとみることはできない旨主張する。

当審査会においては、被災者が従事していた業務の実態等を精査したところ、事業場外での業務については、変則的であり、また、時間管理に係る自由度が

高く、所定労働時間労働したものとみなすとの取扱いが不当であるとは言い難いものであり、さらに、業務の特殊性からみて常態として携帯電話等により労働時間管理が可能であったとも判断し得ない。したがって、被災者については、労基法第38条の2第1項所定のみなし労働時間制の適用下において業務に従事していたものと判断することが相当である。

- (4) もっとも、被災者の被災前の労働実態をみると、取材対象となる選挙等が連続したとの事情もあり、特に事業場外での業務は相当程度過密になっていたものと推認され、同事実が被災者の死亡について業務起因性があるとの判断につながったものであり、被災者の当該労働時間について、労基法第38条の2第1項の下において、「所定労働時間労働したものとみなす」との取扱いが妥当であるかは疑問の残るところである。この点、審査官は、会社においては36協定が締結されており、就業規則においても所定労働時間をみなし労働時間とする旨規定していることから、会社の手続要件は具備されており、みなし労働時間制の下において労使がいかなる時間についてどのような賃金で働くかは民事法上のルールであるとして、その合理性判断はできない旨述べている。しかしながら、労基法第38条の2第2項所定の労使協定が締結されていない本件会社におけるみなし労働時間制については、労基法第38条の2第1項ただし書が定める「所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合」に該当するか否かが判断されるべきところ、審査官は同判断を行っていない。当審査会としては、被災者の時間外労働時間について具体的に算定した原処分庁の判断を基礎とする限り、被災者の死亡前の労働時間は、当該業務の遂行に通常必要とされる時間とは言えず、明らかに「所定労働時間を超えて労働することが必要となる場合」であったと判断すべきであると考え。けだし、被災者の死亡前の業務は、繁閑の差が激しい記者という仕事の特性を加味しても、会社関係者の「時間外労働時間の上限規制があり、これを遵守するために工夫していた。」旨の申述を踏まえると、通常時において所定労働時間を超える状態であったと推認されるところであり、およそみなし労働時間の対象となる所定労働時間において処理しきれぬ業務量ではなかったものと判断されるからである。
- (5) そこで、被災者に支払われた賃金についてみると、基準賃金及び各種手当のほか、基準外賃金が支払われており、問題は、当該基準外賃金が所定労働時間を超えて行われた労働に対する対価として妥当であるか否かとなる。この点、

審査官は、平均賃金算定期間についての休日及び深夜労働割増賃金部分のみを捉え、いずれの月も基準外賃金として支払われた額を下回るものであるとして、労基法第37条に違反するものではないとしている。しかしながら、上記のとおり、休日労働及び深夜労働を除く時間外労働については、会社のみなし労働時間制の下において、所定労働時間の労働であったとすることは妥当ではなく、別途、休日及び深夜を除く時間外労働時間について所定の賃金を支払う必要があるところ、平均賃金算定期間に支払われた基準外賃金に当該時間外労働に相当する額が含まれているかについての確認は、監督署長も含めて行われていない。

(6) なお、みなし労働時間制による労働時間の算定の対象は、事業場外で業務に従事した部分であり、本来、事業場内で労働した部分については別途把握すべきとされているところ、被災者について、会社がこれを把握していたとの事実は、一件記録には見当たらない。もっとも、被災者の出退勤に係る記録は存在しており、また、記者職にある同僚等の職務実態から事業場内で業務に従事した時間を想定することは不可能ではなく、高い確度において被災者に支払われるべき賃金額を算出することは可能であると判断する。

(7) そうすると、監督署長が、長時間に及ぶ時間外労働時間があったことを認識しながら、みなし労働時間制の下にあるとの理由で、現実に既に支払われている賃金のみをもって、給付基礎日額を算定したことは適当とはいえず、調査を尽くし、再計算の上、被災者の給付基礎日額を算定する必要があると思料する。したがって、監督署長の本件処分は取消しを免れないものである。

3 以上のとおりであるので、監督署長の本件処分は失当であり、取消しを免れない。

よって主文のとおり裁決する。